

岩手大学農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター
共同利用運営委員会規則

(平成28年5月26日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター共同利用規則第4条第2項の規定に基づき、岩手大学農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター共同利用運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター（以下「センター」という。）の共同利用に係る公募に関する事。
- 二 センターの共同利用に係る年度利用計画に関する事。
- 三 その他センターの共同利用に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 センター長
- 二 センター専任教員 2名
- 三 センターの共同利用に関する岩手大学以外の大学に所属する有識者 3名以上

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、次長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(代理出席)

第7条 委員が委員会に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年5月26日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に選出される第3条第2号及び第3号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。